

第21回防衛問題セミナー議事録 (平成25年7月9日(火))

【司会】

定刻となりました。ただいまから、防衛省南関東防衛局主催の第21回防衛問題セミナーを開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます南関東防衛局地方調整課・須藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、主催者である南関東防衛局長・丸井博より開会の挨拶を申し上げます。丸井局長よろしくお願いいたします。

【主催者挨拶(南関東防衛局長)】

皆さま、こんばんは。南関東防衛局長の丸井でございます。本日は非常にお暑い中、当局主催の防衛問題セミナーにお越しいただき誠にありがとうございます。主催者を代表いたしまして一言ご挨拶させていただきます。

本日のセミナーは「アフリカにおける国際平和協力活動」をテーマとしています。アフリカと申しますと、報道等でご承知かと思いますが、第5回アフリカ開発会議(TICAD)が6月1日から3日にかけて、ここ横浜市を会場として、アフリカ諸国をはじめ、開発パートナー諸国、アジア諸国、国際機関などから約4,500名以上の参加により、国内最大規模の国際会議として開催されたところであります。本日のセミナーは、TICADの開催によりアフリカへの関心が高まっている機会に合わせて計画させていただきましたものですが、アフリカにおける国際平和協力活動について身近に感じていただき、さらに理解を深めていただく機会にさせていただければ幸いに存じます。

さて、防衛省・自衛隊による国際協力の歩みを振り返って見ますと、湾岸戦争後の平成3年に海上自衛隊掃海部隊をペルシャ湾に派遣し、自衛隊の創設以来、初めてとなる国際社会での活動を開始いたしました。翌年の平成4年には国際平和協力量案が成立し、同法に基づく自衛隊として初の国連平和維持活動への参加として、国連カンボジア暫定機構への陸上自衛隊施設部隊などの派遣が実現いたしました。

以来、約20年にわたり、世界各地において、国連平和維持活動、国際緊急援助活動など様々な活動を行ってまいりました。さらには、国際テロ対応のための取り組みやイラク国家再建に向けた取り組みへの協力など、その時々国際情勢の中で求められた国際社会としての取り組みに対しても制度的な基盤を整備しつつ、補給支援や人道復興支援といった分野の支援や協力も行ってまいりました。

また、平成19年には、従来は付随的な業務とされていた国際平和協力活動を、我が国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務に位置付け、国際平和協力活動に適切に対応するための体制を整え、現在、防衛省・自衛隊における国際平和協力活動は国内外において高く評価されているものと考えています。

今日の国際的な安全保障環境は依然として複雑で不確実なものであります。このため、今後も人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応をはじめ、国際的な安全保障環境を改善するため、国際社会が協力して行う活動に引き続き積極的に

取り組んでいく必要があるものと考えています。

本日はお二人の講師をお招きし、はじめに、現在も活動中の南スーダンでの国際協力業務において、第1次派遣施設隊長として派遣された坂間2等陸佐から、現地での活動状況の紹介、次に、内閣府国際平和協力本部事務局の松沢研究員から、国連PKOにおいて拡大する任務や直面する課題などについて、ご講演いただくことにしています。皆さま、お時間の許す限りお付き合いいただければ幸いです。

最後になりますが、本日のセミナーは、横浜市から後援のご協力をいただき開催する運びとなりました。ここに、横浜市長、本日お見えの鈴木横浜副市長はじめ関係各位のご協力を改めて感謝を申し上げ、簡単ではございますが、主催者の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

続きまして、横浜市副市長・鈴木隆様よりご挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

【来賓挨拶（横浜市副市長）】

皆さま、こんばんは。横浜市副市長の鈴木隆と申します。防衛省南関東防衛局長の丸井博様、本日は第21回防衛問題セミナーにお招きいただき本当にありがとうございます。自衛隊の皆さまには昨年9月に横浜の「みなとみらい」で行われた九都県市合同防災訓練で、大規模な救出・救助訓練を実演していただくなど、日頃から市政にご協力いただいております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

横浜市は、国際連合から認定されたピースメッセンジャー都市という称号を持っています。国際社会の平和と安定に貢献すべく、国際熱帯木材機関（ITTO）など地球規模の課題の解決に取り組む国際機関の活動の支援、あるいはアジア太平洋都市間協力ネットワーク、通称シティネットと言っていますが、これによる技術協力など独自の取り組みによって国際協力を展開しています。

途上国の多くの都市は、急速に都市が膨張するという現象があり、これに伴って上下水道、防災、地球温暖化対策など様々な課題を抱えています。実は横浜市はかつて急速に膨張した都市でございます。例えば、1951年の横浜市の人口は100万人を突破したという記録がございます。その35年後の1986年には300万人を突破しています。つまり、35年間で3倍に膨れあがった都市でございます。現在、370万人の都市ということになっています。市町村としては日本最大の市町村ということになるわけです。こういう人口急増や急速な都市化を乗り越えて国際都市として発展を遂げる中で蓄積した経験ノウハウが非常にいろいろあります。これに対してアジア各国、あるいはアフリカ各国から非常に期待が寄せられています。本市は、平成23年に独立行政法人国際協力機構、いわゆるJICAと地方自治体としては初めて包括連携協定というものを結びました。また、この6月には国連工業開発機関、UNIDOといいますが、これと協力共同声明を行うなど、今後も内外の関係機関と連携を強めながら積極的に国際協力を推進していきたいと考えています。

さて、先ほど局長のお話にもありましたが、第5回アフリカ開発会議、これは、今

日はアフリカにおける国際平和協力活動ということですがけれども、私どもも2度にわたってこのアフリカ開発会議の開催の地になったわけです。例えば、平成20年に第4回のアフリカ開発会議が横浜で開催されましたが、これを機会に水道、港湾、野生動物保護の分野で研修生を受け入れることなどをしてまいりました。また、今年6月1日から3日にかけて行われた、先ほどお話にあった第5回アフリカ開発会議では、「アフリカ、ともに成長するパートナーへ。」をテーマに開催都市として会議の運営を支えると同時に、市民の皆さまや市内企業の皆さまにアフリカを大いに身近に感じていただけるよう数多くのイベントも実施しました。さらに、「1校1国運動」、「1駅1国運動」というものをやりまして、小学校、中学校に1つの国を知ってもらうという取り組みで、その国の人に実際に来てもらって勉強をするということをしています。今回の会議は39名の国家元首や首脳級の方が参加し、さらに51か国が参加をしております、国際機関の代表なども入れまして4,500人が参加をしました。近年では我が国最大の国際会議となります。私ども開催都市としてアフリカと横浜、そして日本との絆の発展に貢献できたことを大変うれしく思っています。

今日講演されるお二人のお話は、ともに成長するパートナーであるアフリカの平和と発展のために、私たちに何ができるのかということを考える大きなヒントをいただけるものと思います。本日のセミナーが実りあるものとなりますようお祈り申し上げます。まして私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。本日、鈴木・横浜市副市長におかれましては、公務のためここでご退席となります。誠にありがとうございます。

それでは、本日の防衛問題セミナーの講演に入らせていただきます。

陸上自衛隊富士学校普通科部教育課第1戦術班幹部特修課程・課程主任・坂間輝男（さかまてるお）2等陸佐による講演をはじめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、坂間2佐についてご紹介させていただきます。坂間2佐は、昭和61年に陸上自衛隊に入隊され、主なご経歴といたしましては、平成15年より市ヶ谷に所在する陸上幕僚監部において副監察官として勤務され、その後、平成18年に東部方面総監部の中央即応集団準備部において勤務されました。その後、平成19年より中央即応集団司令部において副監察官、平成21年より宇都宮市に所在する中央即応連隊において副連隊長を歴任された後、平成24年1月から同年6月までの間、南スーダン第1次派遣施設隊隊長として南スーダンにおいて活動されました。現在は、静岡県小山町須走に所在する陸上自衛隊富士学校の普通科部教育課において第1戦術班の教官としてご活躍されています。本日は南スーダン派遣施設隊第1次要員の活動状況について大変貴重な講演をしていただきます。それでは坂間2佐、どうぞよろしくお願いいたします。

【講演1（坂間講師）】

こんばんは、よろしくお願いいたします。昨年、平成24年の1月から6月までの

間、南スーダン派遣施設隊第1次要員の隊長をしております坂間です。派遣された時は中央即応連隊の副連隊長でありました。また、先ほどご紹介がありましたとおり、平成18年には中央即応集団の新編にも関わり、そこで副監察官として派遣部隊を見た、あるいは兵站物流の勉強ができたという経験が今回の派遣につながったものと思っています。

早速ですが、現在、神奈川県座間市に所在している通称CRFといわれる部隊・中央即応集団の国内外の任務を簡単に説明させていただきたいと思います。

まずは国内任務ですが、国内任務の運用構想として、CRFは空挺団、ヘリ団、中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊、特殊作戦群、そして中央即応連隊といった各部隊を各方面隊のニーズにあわせて提供して作戦を遂行することになります。しかしながら、先般の3.11の東日本大震災の時は、CRFは独自に約4か月間にわたって福島原発対応の任務を遂行することになりました。CRFは特殊でそれぞれ専門性の高い部隊の集合体という部隊です。

続きまして、国際任務になります。海外派遣時には、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、各方面隊と調整し、国内の作戦司令部として派遣部隊を指揮し任務を遂行させることとなります。計画上は、国際派遣の第1陣を国際派遣の専門部隊である中央即応連隊を基幹とする臨時部隊を編成させ、これを3か月、6か月の待機を命ずるという状態を維持しています。通常、その指揮官が中央即応連隊長になっています。その代表的な例として平成22年2月のハイチへの派遣がありました。フォースユーザーとして、一元的に中央即応集団司令部は国内の作戦司令部として活動することになります。

「国際任務の概念区分」ですが、①国際平和協力活動、②在外邦人等の輸送です。PKOとして派遣されているのは、現在、南スーダンだけとなってしまいました。海上自衛隊のオペレーションである海賊対処作戦、これはジブチに派遣されていますが、陸上自衛隊の部隊としてCRFを中心とする部隊の隷下として警備部隊が派遣されている状況です。

次は、中央即応連隊の平成24年の派遣後の3月から12月の業務予定のイメージです。平成22年のハイチ派遣時に実施した国内支援の経験を生かし、私はその時、宇都宮で副連隊長として、国内の家族支援や兵站物流の支援を取り仕切っていました。そのような経験を生かして、今回も中央即応連隊が一丸となって家族支援や兵站物流の支援を並行して、また、国内組が訓練をしっかりと実施しつつ、次の派遣はどこになるか分かりませんが、次の派遣任務に備えて、力を蓄えるプログラムを準備した状況です。こうした派遣の前後を含めて、継続してスタンバイしている部隊は、世界でも多分ここだけではないかと思っています。

いわゆる陸上自衛隊の服務の宣誓では、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務を完遂し、もって国民の負託に応える」と謳っていますが、我が中央即応連隊では、「我らが祖国日本のため、正義と信義に基づき、命をかけて任務を必遂すべし」という連隊の信条を隊員に伝えています。このような意気込みで、今回、私自身初めての派遣ということで臨みました。

前置きは以上でございまして、南スーダン派遣施設隊の活動状況についてお話ししたいと思います。作戦名は「和魂の疾風（わこんのかぜ）」としまして、日本の和の心

をもって南スーダンの国造りを支援するという任務を昨年完遂しました。これは日本の国力や皆さまのご支援により任務を遂行することができ、帰って来られたのだと思っています。

派遣の特性です。平成24年7月の情勢は、南北スーダンの軍事衝突等が生起しましたが、ジュバでの活動にほとんど影響はありませんでした。宿営地を整備してその機能を維持しつつ、努めて早期にかつ質の高い施設活動を実施するという任務を現地支援調整所と密接に連携し実施することになりました。兵站物流の機能上は約1万km。長大な兵站連絡線による装備品等の輸送を克服できたものと思っています。

細部についてお話をさせていただきます。まずは情勢ですが、南北間の軍事衝突は昨年の4月やや激しくなりました。これは、油田を巡る国境線の確定問題にあり、戦闘様相は北の空爆に対して、対空能力のない南が凌いで反撃するものと評価しました。国境からジュバまでは約500km離れており、北の地上戦力がジュバに影響を与えることは能力上も不可能であり、その意図も確認されませんでした。ジュバは平穏であり活動に影響はありませんでした。ただ、米ドルの不足による物資不足や物価の高騰、あるいは帰還民が北から流入することで、治安の悪化に注視が必要だということは、たぶん今でもあると思います。

第1次要員の任務としては、部隊の任務遂行基盤となる宿営地をまず整備すること、それとジュバ周辺における施設活動の取っ掛かりをつけることであり、それぞれ基盤を作って第2次隊以降の本隊へつないでいくという任務を達成することでした。ただ、任務は達成しましたが、役務（業者）による本宿営地の5月末までの整備完了時期はやや遅れ、第2次隊の戦力発揮には影響があったのではないかとこのころは反省としてありました。UNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）の指揮下に派遣施設隊が入っています。現地支援調整所、これが調整機能として、今回国造り支援ということで、部外協力機関との調整、後方補給の調整や本邦からの高官の対応をしていただきました。UNMISSの命令・要求に派遣施設隊が専念できる態勢ができたのではないかとこのころは思っています。国内では中央即応集団司令部が派遣施設隊と現地支援調整所を指揮しているという状況です。

第1次隊の編成になります。212名です。施設隊は、本部付隊の中の設営小隊の20名と、北部方面総監部から3月下旬に来てくれた施設小隊合わせて約50名、全体の約4分の1が施設職種の隊員でした。それ以外は警備をしたり、宿営地をしっかりと維持したり、自分たちの生活基盤を作るという部分の部隊が主流でした。いわゆる第2次隊本隊の編成になると、施設隊も充実し約330名のうち3個小隊の編成をとって、本隊として本格的な施設活動ができるような態勢を作り、本隊につながるという流れでありました。

活動状況です。平成23年12月に準備訓練を実施しましたが、そこで全般作戦計画を作り、ほぼ計画どおり6月下旬に帰ってくることができました。人員は1月の中旬から先遣隊、そして主力先発隊、2月に私以下の主力1派、3月25日に2派が入って部隊を展開することができるようになりました。計画どおり施設活動にも着手することができ、装備品、武器・弾薬等の輸送も、輸送機のアントノフが40機、航空自衛隊のC-130も含めて計画どおり出すことができました。まさに、兵站物流の大

成功の作戦と認識しています。特に、横浜に拠点を置く中央輸送業務隊が、先陣を切って兵站物流をつなぐ業務を実施してくれたお陰だと思います。1月12日の最初に出たのが中央輸送業務隊を主力とするメンバーです。また、本日は隊長の加治屋1佐がご来場いただいておりますが、彼とは中央即応集団準備部からの間柄で、陸上幕僚監部や統合幕僚監部を通じて勤務をしまして、派遣の度に彼の線引きで我々派遣部隊は安心して派遣に臨むことができたのではないかと感謝しています。

前置きは以上でビデオを見ていただきながらお話をさせていただきたいと思います。

(DVD上映)

若干、総括させていただきますと、ジュバでは、UNトンピン内の施設活動が主要なものでありますが、最初は給水点連絡道、国連職員宿舎連絡道あるいはUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)のウェイステーション(帰還民一時収容施設)の敷設造成とマラム(粘りのある砂利)を安定供給するための仕事を実施した状況です。施設活動としては排水溝の浚渫や暗渠の整備がスライドのとおりで、ビフォー・アフターとなります。暗渠の構築については、北部方面総監部の施設小隊が実施をしました。ジュベル川の給水点連絡道と、国連職員宿舎連絡道がこのスライドになります。あまり道が良くなるとスピードを出して困るということもあり、バンプというコブを作ってくださいということでしたので、あえてバンプを作り、子供が安全に遊べるようなことも実施をしました。

では教訓です。やはり準備段階で事前の活動イメージをしっかり確立をして共有することが大事だと思っています。整齊と兵站物流活動ができることによって、着実に宿営地も整備され、施設活動も早期に展開できるようになると思っています。先ほどもお話しましたが、その時に必要な人と物が同時に宿営地周辺に到着することによってこういった活動が整齊とできるのではないかと考えています。また、未装備品の整備ですが、CRFには派遣に必要な装備品がすべてあるわけではないので、その都度準備して実施することも今後必要になってくると思っています。

次に保有する能力の最大限発揮ということで、現地で情報収集活動ができるようになりましたが、これも器材が発達して、一般的な地図も現地で作れるようになりました。あるいは3Dの地図も作ることができました。また、全周囲カメラもできまして、現地での活動がしやすい態勢ができました。

装備品の可動率の維持ですが、日本では月に1回整備をしておけばいいのですが、あのような暑さの中で多分5年から10年は炊事車なども使わなければいけないということで、1週間に1回ずつ整備し、土日は休ませるということをやっていました。現地環境への対応として、天幕の中を床上げしたり、側溝を掘ったりして雨期への対策を実施しました。あと、役務ですけれども、業者の方はイラクからハイチの経験を生かし改善をしていただきまして、素晴らしい兵站物流の軸となっただいたと思います。業者の方の力がなければこの作戦はこれほどうまくいかなかったと思います。日本人の性格、勤勉さを実感いたしました。

以上縷々述べましたが、我々第1次要員は、日本のため、あるいは南スーダンのた

め、先ほどあった子供たちの笑顔のために、南スーダンにおいてUNMISSの一員として任務を遂行して帰国することができました。去年の6月下旬に帰ってまいりましたが、早くも1年経ち、各次隊は6か月ごとに本格的な活動を実施しているような状況です。先ほども言いました日本の施設力、勤勉さなど日本の素晴らしいところを伝えてほしいと思います。海外派遣の作戦司令部であるCRF、防衛省、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、陸海空自衛隊をはじめ、家族や協力会の方、兵站物流の業者の方々の後押しやご支援によって、まさに日本の国力によって南スーダンの派遣が成功できたのではないかと感謝しています。

最後に若干、派遣における気付きについてお話をさせていただきます。1項目から3項目までは過去の派遣による教訓です。1項目目の「隊員への情報共有不足」ですが、だいたい派遣は臨時部隊になりますが、指揮官の意図や意思がなかなか伝わりにくいのではないかと考えています。逆に、隊員は帰国してから、あの時の出来事はもう少し教えてほしかった、知りたかったと、感想や監察の意見の中で思っていたということです。

2項目目の「現地派遣の部隊の裁量権の少なさ」と、5項目目の「日本人から見ると外国人の身勝手に映る言動」ですが、日本の施設内にはトレーラー、ドーザー、油圧ショベルなど、アフリカという外国に比べると非常に素晴らしい施設器材が、ある意味あふれかえっています。周りから見るとすごいと。逆に、例えば、故障している装甲車を100km先からこっちへ運んでくれとか、あるいは、ここにあるコンテナを100個ばかりあそこへ移動してくれとか、そのようなことをいついつまでにやってほしい、とお願いベースで言われますが、当然、日本の隊員は勤勉でまじめなので最大限努力しようとする。しかしながら先ほどお話したとおり、施設の人員は200名のうち50名くらいしかいませんし、施設小隊の30名がやっと後から入ってきたという状況の中では、なかなか基盤を作ったり、あるいは施設活動の取っ掛かりをつけたりという本来の任務を並行して実施するととなると無理がありました。先ほどの100km先の移動の話は、本邦に問い合わせたところ、やはり駄目だと、20kmないし30kmの範囲で活動しないといけないということでした。やはり、国策という枠組の中で我々自衛官は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、CRFの意向も踏まえて実施をすることが賢明だと改めて再確認をしたところです。コンテナの移設や他の作業についても決してやらないとは言わない。ただ、やり方や時期は我々が決める、という交渉ごとをしっかりとする必要があると改めて思ったところです。

3項目目の「難しい人間関係」とありますが、これも過去の派遣から予測されたことで、国内であれば上司、部下、あるいは同僚のいざこざがあっても一度家に帰ってリセットすることで立ち直りができるでしょうけれども、四六時中ずっと天幕の中にいるとなると、なかなか崩れたものは難しいということも実態として経験しました。

その1つの原因となるのが、4項目目の「南スーダンの暑さ、寒さ、強い雨・風」。雨期とか乾期という代物が影響したと思います。天幕の中も45度くらいあります。一応、クーラーらしき物もありますが、パソコンがまず機能しなくなるのでクーラーはパソコンに当てて仕事ができるような態勢をとっていました。私も予想はしていましたが、予想以上で隊員も最初の頃はあせもや熱中症で悩まされました。人間という

のは慣れるもので何とか凌いでいきました。余談になりますが、南スーダンにはアフリカ人も行かないと言っていましたので、そういう国だったのかと思っています。

5項目目（「日本人から見ると外国人の身勝手に映る言動」）は、外国人特有の主張する、意見をしっかり述べるということが当たり前の中で、これに負けない力強さが必要になってくると思います。私はあまり英語ができませんが、一番何とかするのが英語かと思っていました。が、最終的に何とかならないのが英語という感じがしました。

6項目目の「日本との大丈夫のレベルの違い」ですけれども、3月の下旬にジュバマラソンをするということで、隊員も参加したいという話がありました。よくよく聞いてみると、まだコースも決まっていません、やり方もどうも決まっていないうだとのことでした。隊員の安全確保が大事なので参加はさせませんでした。5月下旬になってやっているところを見ると、走りながら隣では一般車両が走っているというような中でのマラソンでした。これもやはり現地の人は大丈夫だというけれども大丈夫ではないと感じました。ただ、全く信号がない道路状況の中で一定のルールがあるのでしょうか。ロータリーをぐるぐると回って右折します、左折しますというような。事故が全くないとは言いませんが、事故もなく走行している現地の状況がありました。

私もいろいろと暑い天幕の中で朦朧としながら考え、3つのことをずっと隊員に対して話していました。①「ゆっくり・のびやかに7割」、安全と健康を確保しろ、コンディションも自分で作っていけと。②「暑さ寒さ風雨と他人を受け入れろ」、チームワークだ、自分がストレスをコントロールしている感覚を持ってということ話を話してきました。週に2回、月曜日の朝礼と金曜日の終礼の時にこういった話を長々と頭の中にたたき込めということ話してきました。もう1つ、先ほど隊員が情報共有不足という話をしましたが、司令官と週に1回テレビ会議をするのですが、今週はこんなことをします、来週はこんなことをします、ということテレビ会議で話していますが、そういった話も隊員に対して同じようなトーンで話をし、隊員と司令官の上下の認識が合うような態勢を作って、あるいは平素のリズムが大事なのだ、ということ意識付けしてまいりました。③（「適当に考えて、適切に対応」）は聞くとあまり良い感じではありませんが、一定の緊張感がある中でこういったことを言う必要があると思います。予想以上の暑さの中で文化的な日本の生活が非常に懐かしく、帰ってきた時は日本も何かといろいろありますが、日本は本当にいい国だと改めて思ったところでした。

中央即応連隊は、PKO任務を主体とする部隊として、ストレスをコントロールしなければならぬと平素から取り組んでいるところです。普通は教育訓練とサービス指導という位置付けでしているところですが、ストレス対処にも取り組んで、心身ともに整齊・淡々・着実に任務が遂行できる部隊作りが大事だと本派遣を通じて改めて実感しました。

起工式の状況ですが、現地住民や子供たちとこのような写真を撮ることができてよかったです。向こうにも教会があり、シスター（日本人）の話を聞きますと、数年間も戦争状態になっていますので、大人は人によりますが全般的に学習能力が低い。やはり暴力が正義だと認識しているところが多々あるとのことでした。アフ

リカの子供たちのために何かできることはないかと聞くと、やはり子供たちのために何とか教育をしてあげる必要があるだろうとシスター（日本人）も話していました。将来、20年、30年、50年先になるかもしれませんが、その教育によって、彼らの中のダイヤモンドみたいな子供たちがその国を背負って立つような状況になるようにできればいいと思いました。

最大の国益が世界平和だと信じていますが、そういった安全保障の場にこういった形で少しでも貢献できたのではないかと思います。最後になりますが、このような機会を与えていただいた南関東防衛局の方々に感謝しています。ご静聴ありがとうございました。

【司会】

ただいまのご講演につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。係の者がお席までマイクをお持ちいたします。なお、ご質問につきましては、ご講演内容に関するご質問に限らせていただきますのでご了承ください。

【質疑応答】

質問者1：アフリカの地に日の丸がたなびいているのを見て感激いたしました。質問なのですが、基本的には民間の方々ができることは民間でして、民間でできないことは自衛隊の方に手伝っていただくということが重要だと思っておりますが、去年、第1次隊はどうしても大変だと思っておりますが、これから民間の方でもできるのでしょうか。あるいは出口戦略として、いつぐらいから民間にハンドオーバーしていった方が良いと思えますか。

坂間講師：私が答えるような話ではないかもしれませんが、基本的にはJICAやUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の方々と、道路を作ったらそういった資金のあるところと連携をして、オールジャパンの取り組みを3府省同時に、連携の中でしていけるような態勢ができれば良いのではないかと思います。出口戦略については私のコメントするところではないので、ご遠慮させていただきます。

質問者2：南スーダンが独立してまだ日が浅いわけですが、首都で自衛隊が活動された周辺付近で何か危険なこと、武装勢力の襲撃等があったら教えてください。

坂間講師：ジュバの周辺は、完全に安全かというところではありませんが、情勢的には先ほどご説明したように大丈夫でした。治安と違うところもあると思いますので、そういった部分では油断することはできないため、隊員には丸腰ですが、しっかり警備をやらせるなり、高い警戒心で臨ませていた状況でした。

【司会】

続きまして、内閣府国際平和協力本部事務局国際平和協力研究員・松沢朝子（まつざわともこ）様よりご講演をお願いしたいと思います。松沢講師、ご登壇をお願いいたします。皆さま拍手でお迎えください。

松沢講師についてご紹介させていただきます。

講師は、ロンドン大学東洋アフリカ学院にて国際関係及び外交の修士号を取得後、平成16年から平成19年まで外務省在ジュネーブ国際機関の日本政府代表部で人権担当専門調査員として勤務されました。

その後、平成19年より国連の専門機関である国際労働機関（ILO）ジュネーブ本部の人身取引・強制労働撲滅特別ユニットにプログラム・リサーチオフィサーとして勤務され、内戦後の国々におけるコミュニティ開発を人間の安全保障の概念を適用して行うプロジェクト等のご担当をされました。

講師は、平成24年4月に内閣府国際平和協力本部事務局に着任以来、中東地域の人権状況に関する研究を行いながら、国連南スーダン共和国ミッション等に我が国から派遣される司令部要員や部隊に対する派遣前研修を担当され、国連PKOの基本原則や国際人権法・人道法についての講演を行っていらっしゃいます。

本日は、「アフリカにおける国連PKO～拡大する任務と直面する課題～」につきまして、大変貴重なお話をお聞かせいただけたと思います。

それでは、松沢講師、よろしくお願いいたします。

【講演2（松沢講師）】

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました、内閣府国際平和協力本部事務局で研究員をしています松沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、私からは、現在の世界の国や地域で展開をされている国連PKOの中で、特にアフリカ地域に注目をいたしまして、同地域において展開をされている国連PKOの多くに与えられている任務の1つである「人権の保護」についてお話をさせていただきます。

国連PKOと人権というのはちょっと繋がらないのではないかと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は近年、この国連PKOでは、人権の保護という任務がとても重要視をされています。このあたりのお話を本日させていただきますが、そもそも日本にとって、PKOを含む「国際平和協力活動」が何を指すのか、まず簡単にご紹介させていただきたいと思います。

国際平和協力活動に関し、日本は3つの柱を設けています。

1つ目の柱は、「人道的な国際救援活動」です。これは、国連PKO以外の形態で行われる活動で、紛争により発生した被災民、難民等の救援や、紛争によって生じた被害の復旧のために行われる活動で、国連では国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や世界保健機関（WHO）等の機関がこの活動を行っています。日本は、平成6年にルワンダに難民救援隊等を派遣して以降、東ティモール、アフガニスタン、イラクで救援物資の輸送などを行ってきました。

2つ目の柱は、「国際的な選挙監視活動」です。これは紛争により混乱を生じた地域において、民主的な手段によって選挙が公正に行われるように、国連PKO以外の形態で行われる活動です。これまで我が国は、平成10年にボスニアヘルツェゴビナに選挙監視要員を派遣して以降、コソボ、東ティモール、コンゴ民主共和国、ネパール、スーダンに選挙監視活動の要員を送ってきました。詳細は、本日お配りしています当事務局

のパンフレットをご覧になっていただければと思います。また、国際平和活動に関する写真を会場の内外に展示させていただいていますので是非ご覧いただければと思います。

さて、それでは3つ目の柱であり、本日のテーマである「国連PKO」についてお話をさせていただきます。国連PKOは1948年に初めて国連安全保障理事会により設立されました。もともとは、紛争当事者間の停戦監視を目的として設立されました。しかし冷戦終結後に徐々にPKOが変わりはじめます。その背景は、このスライドにありますように、国際社会が対応を迫られる紛争の多くは、以前は「国家間の紛争」でしたが、冷戦後に、「国内紛争」と「国際紛争」の混合型へと変わったことにあります。紛争の形態が変化したことにより、国連PKOに与えられる任務も変わってきました。どのように変わったか一言で言いますと、「大きくなり、多様化した」ということとなります。今日、PKOに与えられる任務の多くには、いわゆる復興開発や行政支援も任務として含まれるようになり、平和維持（ピース・キーピング）のみならず、平和構築、国造りのような任務もPKOに与えられるようになってきています。例えば、民主的な選挙が行われるような支援を行ったり、新しい憲法を制定する際の法整備の支援も行ったりします。また、国家警察がきちんと機能するように訓練を与えることも任務として与えられています。そして、本日お話する「人権の保護」も、近年多くの国連PKOに任務として与えられています。この停戦監視を目的とする元々の国連PKOの形を「伝統型PKO」と呼びます。そして近年、復興開発や行政支援を含む任務を付与されたPKOを「多機能型PKO」や「複合型PKO」と呼んでいます。このような任務の多様化により、派遣される人も多様化しています。伝統型PKOは現在も存在していますが、派遣される人は、軍の人が主だったのですが、現在の多機能型PKOや複合型PKOでは専門知識を持った文民も必要とされておりまして、大変重要な役割を果たしています。

さて、それでは、現在世界中の国や地域に展開されている国連PKOミッション、特にアフリカ地域に注目して、伝統型PKOと多機能型PKOがどのような割合で展開されているのか見ていただきたいと思います。現在、世界の国や地域には15の国連PKOが展開されています。この地図をご覧のように、真ん中にあるアフリカ大陸には一番多くのPKOが展開されているのが分かると思います。実際に現在展開されているPKOミッション、全15のうち半分以上の8つはアフリカ大陸で展開されているミッションです。それではアフリカに注目して見ていきたいと思います。このようにアフリカに展開中の国連PKO8つのうち、オレンジ色のPKO、西サハラ、アビエのPKOというのは、先ほどお話した、いわゆる伝統型PKO、すなわち、停戦監視を目的とするPKOです。それから青く塗られた国や地域、これは6つありますが、これは多機能型PKOまたは複合型PKOと呼ばれるものです。すなわち、この青く塗られた地域（リベリア、コートジボワール、スーダン、コンゴ民主共和国、南スーダン、マリ）に展開しているPKOというのは、復興開発や行政支援の任務を与えられたPKOです。この6つの多機能型PKOを設立された年と一緒にリストにするとこのようになります。

（リベリア2003年、コートジボワール2004年、スーダン2007年、コンゴ民主共和国2010年、南スーダン2011年、マリ2013年）

このリストをご覧のように、現在アフリカに展開されている8つの国連PKOのうち6つに対して多機能型の機能が与えられていますが、いずれもこの10年で設立された

PKOです。最近では、先ほど坂間2佐よりお話がありました、我が国から自衛隊員も部隊として、または司令部要員として派遣されている南スーダンPKOも多機能型PKOになります。そして一番新しいところでは、マリが7月1日から活動を開始したばかりの多機能型PKOです。そして、これら6つの国連PKOすべてに共通して与えられている任務として、「人権の保護」があります。

ここからは、この人権の保護についてお話をさせていただきます。まず、そもそもなぜ国連PKOの枠組みで人権を保護することが任務として与えられているのか。これを知るために、国連PKOという枠組を超え、国連全体における人権保護のメカニズムについて、3枚のスライドを用いてご説明させていただきます。人権の定義、これは国連では「人権とは、国籍、性別、人種、肌の色、宗教などによる差別を受けることなく、すべての人が持つ権利と自由である」とされています。人権は平時においても戦時においても存在しています。例えば、シリアのような紛争時の状態にあるような国でも全員が人権を有していますし、本日この会場にいる私たち全員、日本という戦時でない平時の状態にいる私たちも人権を有しています。そして、いかなる個人も、政府も、人権を奪い去ることはできません。この基本的人権の尊重は、実は国連の活動の主目的の1つであり、この旨国連憲章に明記されています。国連憲章は、あらゆる国連の活動の根拠となっている法的文書でありますので、現在国連に加盟する193か国、一番新しい国連加盟国は南スーダンですが、これらすべての国、及び、PKO要員を含む国連で働くすべての人達は、当然のことながら、国連憲章に書かれているように人権を尊重し、保護をする責任を有しています。

それではこの人権の原則は、国際的な法律の枠組みでどのように守られているのかをご説明したいと思います。人権が国際的な法律の枠組みでどのように守られているのかを時系列にピラミッドにするとこのようになります。法律の話はちょっと退屈かもしれませんが、この説明の後にちょっとしたクイズをさせていただきたいと思いますのでお付き合いをお願いします。まず、ピラミッドの一番上にありますのは、先ほどお話しした「国連憲章」です。これは国連のあらゆる活動の根拠となっている法的文書で、国連の主目的の一つとして基本的人権の尊重が明記されています。そしてピラミッドの2つ目、「世界人権宣言」と呼ばれるもので、今日存在するすべての国際人権法の基盤となっている宣言です。この宣言には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記されています。この世界人権宣言の精神を実現するために、拘束力をもつ条約として採択されたのが、ピラミッドの3つ目の段にある、いわゆる「自由権規約」と「社会権規約」の2つであり、最も基本的、かつ、包括的な人権条約です。それぞれどういう権利をカバーしているかというと、自由権というのは一番基本的な権利で、例えば、生きる権利、生命への権利や表現の自由、信仰の自由、また奴隷として捕らわれない権利、拷問されない権利などもこの自由権の中に含まれています。社会権というのは、もう少し発展した権利で、例えば、教育を受ける権利、住居への権利、メディカルケアを受ける権利などがこの社会権に含まれています。そして4つ目の段ですが、ここは特定の分野、特に人権侵害を受けやすい脆弱な立場にいる人たちに特化しその人たちを守るために作られた条約です。今日は4つ挙げてありますが、まず児童を守る「児童の権利条約」というのがあります。そして女子の差別を禁止する

「女子差別撤廃条約」、人種差別を禁止する「人種差別撤廃条約」、それ以外では「拷問等禁止条約」というものがあります。この他にもあるのですが、ピラミッドの3段目と4段目の合計6つをまとめて「主要人権条約」と呼ばれています。

さて、ここでクイズをしたいと思います。本日は多くの方に来ていただいていますので、挙手による返答をしていただきたいと思います。

Q：国連加盟国は193か国あると先ほど申しました。193か国のうち、ピラミッドの3段目と4段目にある「主要人権条約」を1つ以上、批准している国は何か国ぐらいあると思われますか。批准というのは、その法律によって法的に拘束されることに合意するという意味なのですが、3つの選択肢を申し上げたいと思います。その中から答えを選んでいただきたいと思います。

193か国のうち、①50か国、②100か国、③192か国。

それでは挙手をお願いします。

A：答えは、③です。国連の加盟国193か国中192か国が、今お話した6つの主要人権条約を1つ以上批准しています。ちなみに唯一、1か国だけ一つも人権条約も批准していない国があります。それは南スーダンです。南スーダンは2011年に国として誕生したばかりということもあり、国際法を批准できるような法律の整備が国内でされていないというのが理由とされていて、現在、これらの国際人権条約を批准する手続きを国内で準備をしているところです。よって、この人権条約のコンセプトに反対しているという意味ではありません。

Q：それでは、もう1つクイズをさせていただきたいと思います。

1つ以上の主要人権条約を批准している192か国のうち、何パーセントの国が6つの主要人権条約のうち4つ以上を批准しているでしょうか。選択肢は3つです。①20%、②50%、③80%。

この中から選んでいただきたいと思います。

A：答えは、③80%が正解です。この数字から分かるとおりに、人権の尊重と保護の重要性というのは広く国際社会でコンセンサスができて上がっているということがいえると思います。ただ、皆さんご承知のとおり、現在に至るまで人権侵害というのは世界中で起こっているというのが現実です。

それでは、次に国連の枠組みにおいて、人権がどのように保護されているのかについて説明させていただきたいと思います。国連の傘の中にはたくさんの機関が存在しておりまして、それぞれ専門分野と得意分野を持っています。国連の中で人権の保護と促進を担当する機関は、「国連人権高等弁務官事務所」というところです。この事務所は、スイスのジュネーブに本部を置いています。

Q：さて、ここでもう1つクイズをしてみたいと思うのですが、この国連人権高等弁務官事務所をはじめ、国連で働いている職員のバックグラウンド、この人たちがどういった人たちだと思われるか皆さんにお尋ねしたいと思います。2つの選択肢を申し上げ

ます。①国連で働く人は、国連加盟国から派遣をされた国家公務員である、②国連で働く人は、国連によって採用された国際公務員である。

A：答えは、②です。国連で働く人は、国連によって採用された国際公務員になっています。国際公務員というのは、1つの特定の国のために働くことは許されません。国連加盟国193か国すべての国のため、すべての国の人のために働くのが仕事です。私事になりますが、現在の事務局に着任する前は国連に勤務していたのですが、国連に着任して1日目の最初にしたことは、「私は特定の国の利益の為に働きません。私は特定の国のみに情報を提供することはしません。」ということが書かれた書面に署名をすることでした。すなわち、国連職員というのは、自国の政府・国益のために働くということは許されず、すべての人のために働くのが国連職員の仕事であるということです。この国連人権高等弁務官事務所がどういう仕事をしているのかということですが、国連における人権の保護と促進に関するすべてのシステムのサポートをするのが仕事です。例えば、先ほどお話ししました国際人権法、これを批准した国々がきちんとそれを守っているのかモニタリングする委員会があるのですが、その委員会に対して事務的なサポートをしています。また、南スーダンのように1つも主要人権条約を批准していない国に対してアドバイスをしたり、または技術サポートを提供したりもしています。さらに、この国連人権高等弁務官事務所の仕事のひとつは、「国連人権理事会」の事務局としての仕事があります。国連人権高等弁務官事務所が国連職員によって構成されている機関である一方、国連人権理事会というのは国連の加盟国で成り立っている機関です。この機関の主な仕事というのは、人権の保護促進と深刻かつ組織的な人権侵害に対処することです。国連人権理事会は選挙で選ばれた47か国で構成されています。ちなみに日本も国連人権理事会のメンバーであります。非メンバー国であっても当然会議に参加もできますし、発言することも、何か人権に関する問題があればそれを提起することもできます。ただ、人権理事会に提出をされるいろいろな人権関連の決議があるのですが、非メンバー国はここに投票権を持っていません。この人権理事会が開催されるのもスイスのジュネーブです。この写真にある国連欧州本部で年間10週間以上開催されることとなっています。このように国連における人権保護メカニズムは、国連本部が置かれるニューヨークではなく、スイスのジュネーブが舞台になっていると言えます。

それでは、再び国連PKOに話を戻して、国連PKOに付与された人権保護の任務を誰がどのように担っているのかご説明したいと思います。まず、人権保護の任務を与えられた国連PKOには必ず人権部門が存在しています。これはイメージを持っていたくために、南スーダンの国連PKOの組織図の一部を挙げたものですが、まずこのトップに国連事務総長特別代表という人がいます。これは先ほど、坂間2佐のプレゼンテーションのビデオに映っていた胸にバッジをつけていた女性ですが、彼女が南スーダンの国連PKOのトップです。多機能型PKOでは、この国連事務総長特別代表に就く人は全員文民です。この国連事務総長特別代表の下に副特別代表のほか、幹部職員のポストが続きます。人権部門というのは政務部門を担当する副特別代表の下に所属しています。

人権部門で働く人は、先ほど話に出ました国連人権高等弁務官事務所で採用されてこの人権部門に派遣された人と、国連本部の中にPKOを担当するPKO局というものがありますが、ここで採用されて人権部門に派遣された人、この2通りあります。いずれにせよ、人権分野の専門家が人権部門の担当官として採用されています。何人くらいの人がこの人権部門で働いているかという、これは各PKOによって違います。例えば、南スーダンの国連PKOの人権部門では114のポストが存在します。他のアフリカの国ですと、コンゴ民主共和国やスーダンのダルフールに展開中の国連PKOの人権部門も100以上のポストがあります。ちなみにこの人権部門のトップの人というのは、同時に国連PKOの枠外で同じ国で国連人権高等弁務官事務所長としての役割も果たしています。1人の人が2つの任務を担うことによって、いろいろな利益があります。例えば、1つの国において人権関係の仕事をするのは、1つはPKOの中の人権部門。もう1つはPKOの外で働く国連人権高等弁務官事務所なのですが、この2つの機関(グループ)の間で情報の交換が容易にできるようになるということと、それから活動の調整をすることによって、2つの機関の活動の重複を避けるということが利益としてあります。また、先ほど、国連人権高等弁務官事務所の本部がジュネーブにあると申しあげました。他方で、国連の本部があるのはニューヨークです。ニューヨークとジュネーブの間の意思の疎通も1人が2役を行うことによって円滑に行うことができるというメリットがあります。

それでは具体的に国連人権部門がどのように人権の保護の任務を実施しているのか見ていきたいと思います。国連PKOミッションの人権部門の主な仕事は、人権侵害のケースを監視し調査をして、それを報告書としてまとめることにあります。さらに当該政府及び国内人権委員会のメンバー、または市民社会に対しての能力構築もしています。このゴールは派遣先の政府がきちんと自国の国民の人権を守れるよう、その能力を強化することにあります。すなわち、国連PKO自体がその国の政府の代わりに人権保護を行うのではなく、あくまで一義的な責任はその国の政府にあるという立場を国連PKOは非常に明確に持っています。先ほど人権任務の実施の主担当は人権部門で、この部門では南スーダンは114のポストがあると言いましたが、114人だけが国連PKOに与えられた人権保護の任務を担うわけではないのです。人権の尊重や保護は先ほどお話ししたように、国連で働くすべての人がその責任を持っていますので、人権部門以外の人も国連人権保護に関わって貢献しています。南スーダンのケースですと、南スーダンの国連PKOには、人権部門以外にたくさんの部門があります。例えば、児童保護部門、ジェンダー部門、政務部門、民生部門、法の支配部門等いろいろあるのですが、これらすべてが密接に人権保護に携わって貢献しています。

今申し上げたのはすべて文民によって構成される文民部門ですが、国連PKOには軍事部門も存在しています。人権保護の任務遂行において、PKOの軍事部門も何かできることというのはあるのでしょうか。国連本部のPKO局は、これを「ある」としています。具体的にどのようなことができるかという、国連本部のPKO局は、3つのことができるとしています。まず1つ目、これは「保護・パトロール」なのですが、例えば、PKOの軍事部門の人たちが難民キャンプなど一番脆弱な立場に置かれている人たちが集まるところを重点的にパトロールすることによって一番被害を受けやすい人たち

が被害を受けないようにする、抑止になると考えられています。武装した平和維持要員がそこに居るだけで安心感を住民の人たちに与えて、また治安状況の改善により彼らの生活環境が向上すると考えられています。2つ目は、「人権の監視と報告」です。これはPKOの軍事部門というのは、文民部門よりも規模が大きいことがしばしばあるため、軍事部門による活動範囲は文民が活動する範囲よりも広いのです。文民の人権担当官が行けないような地域に行き、そこで人権侵害の状況を調査したり報告をしたりすることが可能になるとしています。3つ目は、人権部門で働く人権担当官のサポート（「人権部門のサポート」）です。情報交換をしたり彼らがリスクのあるフィールドに行くときに、その現場へ向かう際のエスコートをオファーしたりすることも軍事部門はできるとしています。

このように、多機能型PKOでは、人権保護の任務遂行において、人権部門だけがその任を果たすのではなく、軍も文民部門も一体になり、統合的なアプローチをとることによって、初めて多様化した任務を遂行することができるとしています。ただ、人権保護の任務を遂行する際に直面する課題や困難もあります。いろいろあるのですが、今日はその中の2つを紹介させていただきます。

まず、1点目の課題（「人権保護任務の遂行評価の難しさ」）としては、人権保護の任務を、果たして完璧に達成したのかどうか測ることが難しいということです。先ほどお話しましたように、アフリカ地域では6つの国連PKOに対し人権保護の任務が与えられていますが、この6つの国連PKOが設立した背景、経緯は全部異なります。また、例えば、南スーダンの人権状況とコンゴ民主共和国の人権状況は全く違うわけです。ですから、国連PKOにおいては1つの共通したチェックリストというものが存在していません。もし1つの共通したチェックリストがあれば、項目の1から10まで全部が終わったら人権保護の任務が無事終わったと判断できるのですが、このようなリストが存在しないため、どこからどこまでを実現したら人権保護の任務が無事に終わったと判断するのか難しいとされています。ただ、これは参考となる例というのが国連PKOにより提示されています。例えば、国連PKOが展開されるようになってから人権侵害の事例が著しく減ったとか、国連PKOが展開するようになってから、以前存在していたとても差別的な法律が撤廃されて人権の尊重を全面に出した法律が新たに制定されたというような例が、人権保護の任務をきちんとしていると判断する基準として挙げられています。

そして、2点目の課題、これは「軍による保護に対する感情と影響」ということなのですが、この前のスライドでは国連PKOの軍事部門により貢献できる人権保護活動の1つとして、難民キャンプなど一番脆弱な立場におかれる人たちが集まるエリアをパトロールすることができると申し上げましたが、軍による保護を受ける立場の人々からは、すべて両手を上げて歓迎するというわけではないという現実があります。例えば、住民の中にはいくら国連とはいえ武装した軍事部門の人と一緒にいるところを見られることによって、自分の身体的リスクがさらに上がることを危惧する住民もいますし、実際にそのようなケースがあって、住民が国連PKOの軍事部門の人と一緒にいるところを他の住民に見られて、国連PKOサイドと見なされてしまい襲撃されてしまった例もあるということで、特にフィールドで働いている人道支援の関係者たちからは、国連PKO

の軍事部門が良かれと思ってしていることが、時と場合によっては逆効果になって、かえってリスクを上げてしまうかもしれないという指摘がなされています。

このように、今日の国連PKOに付与される任務が拡大、多様化したゆえに、新たに発生する課題や直面する困難というものがあるといえます。それゆえに多機能型PKOのどれ1つをとっても、単純で容易なものはありません。

最後に、このような状況で、国連PKO、特に多機能型PKOに派遣される軍や警察の要員たちに対して、送り出す国が派遣前にできることとして、派遣前の研修と訓練の重要性を指摘したいと思います。これは近年国連の中でもかなり重要視されるようになりましたし、軍や警察を送り出す国からも派遣前研修の重要性というのが指摘されるようになってきました。この声を受けて国連本部のPKO局では、派遣前研修教材というものを作成しまして、これをすべての派遣国に対して自国の警察要員や軍事要員を派遣する前にきちんと実施するように求めています。国連によって作成された派遣前研修教材というのはいろいろな科目が含まれていますが、本日お話した、どうして国連PKOがそもそも人権を保護しなければならないのか、人権とは何か、そして国際的な法律として制定されている国際人権法についての科目も、この派遣前研修や派遣前訓練の中に含まれています。実際に国際平和協力本部事務局でも、国連によって作成された派遣前研修教材をフルに活用して、派遣前研修をPKOに派遣される前の自衛隊の部隊や司令部要員の皆さんに対して行っているところです。ここで重要なのは、それぞれの送り出した国がバラバラな内容の派遣前研修を行うのではなく、すべての国が同じ内容の統一された国連によって作られた派遣前研修教材を用いてきちんとした派遣前研修を実施することにあると考えています。これが1人1人のPKO要員の人権の尊重や保護の重要性に対する意識の向上に直接的につながるものである、と申し上げさせていただき、私からのお話を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

【司会】

ただいまのご講演につきまして、ご質問がある方は挙手をお願いします。なお、ご質問につきましては、ご講演内容に関するご質問に限らせていただきますのでご了承ください。

【質疑応答】

質問者1：本日は貴重なお話をいただきましてありがとうございます。質問ですが、自衛隊に対しての派遣前研修の話がありましたが、人権以外の科目では国連では具体的にどのような科目を教えていただけるのかご教示ください。

松沢講師：国連によって作成されている派遣前研修教材というのは非常にボリュームのあるもので、いろいろな科目が含まれています。まず、そもそも国連とは何かを説明する科目があります。その後にPKOの基本原則や機能について説明する科目があります。さらに本日お話した、人権についての科目もあり、ここでは国際人権法のみならず国際人道法についての説明も入っています。それ以外では、最も脆弱な立場に置かれる人として女性と児童の保護に関して学ぶ科目も含まれています。多様性に対する尊重の重要性について学ぶ科目も含まれ

ています。国連によって作成されている派遣前研修教材というのは英語で作成されており、当事務局でも司令部要員としてPKOに派遣される皆さんに対しては英語のままで講義を行っています。自衛隊の皆さんは優秀でいらっしゃると思います、皆さん問題なくご理解いただいている模様です。

質問者2：本日は貴重なお話をありがとうございました。1点質問させていただきます。国連PKOが人権保護の任務を果たす上で一番大切な事は何だとお考えですか。

松沢講師：一番重要なのは、やはり現地の文化や習慣、それから歴史、法律を含めたルールをきちんと理解をして尊重することではないかと思います。また、それ以外にも現地の人々に対して正しい振る舞いをするということも重要だと思います。間違ってもPKO要員自身が現地の人々の人権を侵害したり、現地の人たちを搾取したりするということがあってはいけないと思います。これが基本であり、また一番重要なことだと思います。現地の人たちから国連PKOに対する信頼を得て、その信頼を維持するということが、人権保護の任務を遂行するのみならず、国連PKOに与えられた任務全体に対しての成功のための鍵だと思います。実際に国連のPKO局では、信頼を失った国連PKOミッションは成功しないとしています。ですから現地の住民から信頼を得て、それを維持するというのが一番重要なことだと思います。

【司会】

まだご質問がある方もいらっしゃるかもしれませんが、ここで終了とさせていただきます。松沢講師に今一度、大きな拍手をお願いします。

本日は、南関東防衛局主催の第21回防衛問題セミナーに大変多くの皆さまにご参加いただき、ありがとうございました。お手元のアンケート用紙につきましては、出口の「回収箱」に投函していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、防衛問題セミナーを終了させていただきます。お帰りの際、ホール出口周辺では混雑が予想されますので、順次退出していただけますようお願い申し上げます。

以 上